

第10章

メルコスルにおける法の調整と適用過程

はじめに

ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイおよびパラグアイの4カ国は、1991年3月26日に締結したメルコスル(MERCOSUR)設置に関するアスンシオン条約のもと、国内での構造調整による厳しい政策改革を進めるとともに、グローバルな市場競争に対応するためオープン・リージョナリズムに基づく経済統合を推進している。メルコスルは、その構成にみられるように発展段階の異なる国が加盟する経済統合である。そのため、当初、加盟国の経済的利益の調整や政策協調の実効性が疑問視され、さしたる進展は期待できないと予想された。しかし、加盟国首脳の強い政治的イニシアティブや経済情勢の好転もあって、これまでのところとくに貿易面を中心に予想外の順調な進展をみせている。もっともそのプロセスでは、ブラジルとアルゼンチン間の自動車貿易摩擦のように、経済統合に基づく貿易自由化の実施で摩擦が生じ、市場統合の進展が危惧される事態もみられた⁽¹⁾。

加盟国にとり、現在進展しているメルコスルの形成は、次のような二つの側面からその効果が強く期待されている。第1は、地域統合の経済的利益にとどまらず、統合への参加を通じて、国内の政策改革の持続性を可能とするコミットメント・メカニズムが作用する点である。第2に、地域統合の枠組みへの参加が加盟国間の保護主義的な貿易障壁を回避させる可能性をもつとともに、そこでのコミットメントを域内外に表明することで各国政府のクレ

ディビリティーが高められることである⁽²⁾。これらは、経済統合がオープンとなる条件を作りだす上で重要なモメンタムである。

その一方で、市場統合プロセスを成功させる条件としては、まず各のマクロ経済の調整や部門別の政策協調が重要な課題であり、それらの経済的効果が発揮される必要があるが、同時にそのスムーズな進展を保証するために、それを裏打ちする明確な手段やルールの設定と実施が考慮されねばならない。域内市場形成における法・政策の調和を通じて統合プロセスが明確となり、信頼されれば、それがもたらす経済活動の活発化によって、加盟国が一様に利益を受けるだけでなく、メルコスルの内外企業に対しても大きな事業機会と利益を与えることになる。

本章では、メルコスルの統合プロセスに必要とされる共通政策の形成とその実施の法的手段の問題について分析し、個々の政策を裏打ちする法の調和あるいは統一が、どのような局面で加盟国および企業に影響を及ぼしているかを検討する。また統合プロセスにおける共通規則の適用上の問題について考察する。メルコスルの場合、共通政策・法規の調和について法的角度から分析することは、不可避的に統合体の構造や実施メカニズムの問題を扱うことになる。

第1節 メルコスルの法的枠組みと現段階

1. メルコスルの生成と背景

1990年7月、ブラジル、アルゼンチン両国がブエノスアイレス議定書で声明したメルコスル構想は、94年12月までに両国間に共同市場を実現することにあった。両国がメルコスルを共通利害として検討し、市場統合への意思を表明したのは、政治的経済的にそれを実現可能とする土壌がすでに醸成されていたからである⁽³⁾。

両国は、1985年11月に経済統合推進の政治的意思をイグアス宣言で確認した後、86年7月、経済統合および協力計画 (Programa de Integração e Cooperação Econômica: PICE) を設置する二国間協定を締結した。協定は、両国の貿易成長と国内企業の競争増大を促す均衡と調和のとれた統合を実現するため、「漸進的で柔軟な」協力原則に基づき貿易だけでなく両国の異なる部門別産業の分業化を推進して、両国間に「共通経済域」(espaço econômico comum)⁽⁴⁾の設置を目指した⁽⁵⁾。

1986年協定は、両国の経済開発に重要な資本財分野での生産、通商および技術開発の統合、国内経済の安定化に向けた小麦の増産や食料品の相殺貿易、エネルギー供給およびバイオテクノロジーの研究調査、飛行機の製造技術の促進と核・放射能事故における協力のほか、貿易面での債務国からの輸入促進、二国間合弁企業の設立など、合わせて12の基幹部門別プロトコールを約定した。しかし、両国の経済政策の不整合や関税、非関税障壁の除去の不徹底から期待どおりの成果が得られず、88年11月、統合、協力および開発条約 (TICD) によって、部門別統合モデルを再編した⁽⁶⁾。

TICDは、1986年協定の統合協力の方式と原則を保持する一方で、その一般的な経済目的を「共同市場」(common market)」設立に⁽⁷⁾向かた。両国はそのなかで初めて、10年間の「共同経済域」形成後、「共同市場」を設立することで合意し、まず国内経済政策の調整を通じた財、サービスの関税、非関税障壁を段階的に除去し、その後共同市場の設置に向けて財政、金融、為替、資本取引などの経済政策の協調を行うという、段階的アプローチを採用した(第1、4～5条)。

この市場統合に向けた両国の経済関係に決定的な影響を与え、さらにメルコスル設立の直接の誘因となったのは、前述の1990年ブエノスアイレス議定書である。両国は同議定書のなかで、「共同市場」の設立期限を94年12月31日に繰り上げることを決定し、その間に網羅的(generalizada)、直線的(liniales)かつ自動的(automáticas)な関税引下げを進める一方、部門別プロトコールを存続し、マクロ経済政策面においても協調することに合意した。両国は、

この一連の統合スキームをすぐさまラテンアメリカ統合連合（ALADI）条約（第11条）の部分協定に取り込むため、90年12月、経済補完協定第14号に調印した。

かくして、両国がPICE、TICDおよびブエノスアイレス議定書で確認した統合プロセスの基本的な原則、指針や方式の方々は、後にウルグアイ、パラグアイの新たな加盟国を含みメルコスルの設立を定めたアスンシオン条約に反映され、1991年11月29日に同条約が発効した。アスンシオン条約は4カ国で締結されたため、加盟国は新たにアスンシオン条約をほぼそのまま取り込んだ「経済補完協定第18号」を締結し、ALADIの枠内で市場統合を行うことを約束した。

メルコスルの共同市場設立の大枠は、これらの幾つかの協定が重なり合いそれを基礎づけている点に特色があるが、ブラジルとアルゼンチンの二国間の市場統合協定とアスンシオン条約とは本来、相互に抵触するものではない。同条約は、経済補完協定第14号の大部分を取り入れ、より詳細に規定し、また、メルコスルの実施を監督する制度機関を導入した。しかし、「加盟国はラテンアメリカ統合の枠内で締結された協定を含め、本条約締結以前に受諾された取り決めの効力を保持することを義務づける」（第8条）とする同条約の規定からも明らかなように、それに代わるものではない。そのため、ブラジル、アルゼンチンの両国は、「アスンシオン条約」または「経済補完協定第18号」に基づく市場統合が失敗に帰した場合、経済補完協定第14号によってそれを続行しなければならない、といえる。もっともこうした事態は、加盟国の権利義務についてアスンシオン条約が認める相互主義の原則（第2条）を損なうだけでなく、コンセンサスによる決定方式（第16条）のもとで、ブラジル、アルゼンチンがウルグアイ、パラグアイの拒否権に直面した場合には、この両国の主導権によってそれが無力化する可能性もある⁽⁸⁾。しかし、統合スキームの大枠に内在する問題にもかかわらず、メルコスルの推進におけるブラジル、アルゼンチンのイニシアティブとその経済的役割は、実際上明らかであった⁽⁹⁾。

2. メルコスルの法的枠組み

アスンシオン条約は、その有効期間を無期限と規定している（第19条）。しかし、条約の表題で「共同市場設立のための条約」と定めているように、1994年12月31日の共同市場設立までの移行過程を規定する。条約はさらに、締約国は共同市場設立前に、臨時会議を招集し、共同市場の管理機構を最終的に決定しなければならない（第18条）、と定めている。このようにアスンシオン条約は共同市場設立までの移行過程を規律する暫定的な性格をもつため、移行過程では、後述の共同市場の実施メカニズムの法的安定を確保する「紛争解決のためのブラジリア議定書」、メルコスルの機構を定める「オウロ・プレト議定書」がそれぞれ採択され、条約を補足している。したがって、アスンシオン条約およびこれらの議定書は、メルコスルの法的枠組みを規律する一次的規範（direito originário）⁽¹⁰⁾として重要な地位を占めている。

（1）アスンシオン条約

アスンシオン条約は、共同市場設立の過渡期に次の目的を定めた。

- (i) 関税および非関税障壁または同様な効果をもつ措置の除去による財、サービス、生産要素の自由な流通。
- (ii) 第三国または国家グループに対する共通関税および共通貿易政策の設定、地域および国際貿易の交渉の場における調整。
- (iii) 適正な競争条件を確保するため、加盟国間のマクロ経済政策および対外通商、農業、工業、税制、通貨、為替、資本、サービス、税関、運輸・通信分野の部門別政策の調整。
- (iv) 統合過程を強化するため、関連分野における各法規の調和。

同条約はまた、メルコスルの設立にあたり次の原則を採用した。第1は、加盟国のすべてに平等または衡平な権利と義務を保障する、相互主義の原則である。ただし、同条約は、共同市場設立までの移行期間中、加盟国間に重

大な経済的不均衡が生ずるのを回避するため、とくに加盟国間に異なる貿易自由化計画を実施することを認めた（第6条）。この相互主義の原則はまた、共同市場の目的が漸進性（gradualidade）、柔軟性（flexibilidade）および均衡性（equilíbrio）の原則のもとに達成されることが同条約前文でうたわれている。第2は、共同市場設立後、域内原産地に与えられる利益、恩恵および特惠を加盟国がALADIの非締約国に自動的に均霑する、いわゆる最恵国待遇の原則である（第8条d）。

アスンシオン条約は、その目的規定からもわかるように共同市場の設立を目標にしており、自由貿易地域や関税同盟などの国際貿易組織の設立条約とは異なる固有の性格を有する。したがって、定められた順序に従い統合スキームの過程を実現することが決定された。すなわち、まず締約国産品の自由な流通を図るために自由貿易地域を、続いて共通関税および域外諸国に対する共通の輸出入手続きを通じて、域外原産の製品を統一的に扱う関税同盟を、最後に共通貿易政策、マクロ経済および各経済部門別政策の調整の上で進められる共同市場の設立である。この最終段階では、締約国産品・サービスの自由な流通、非関税障壁の除去、投資および競争を阻害する障害の撤廃、人の自由移動、さらにそれらの一環として、共同市場を運営するための各国の国内法の調和などの達成が予定されている。

同条約が統合スキームに沿ってその目的を達成するために導入した政策手段は、以下のものである。(1)商品の自由な流通を前提とする自由貿易地域では、関税および非関税措置の障壁を克服するため、「貿易自由化計画」（第5条a、付属文書I）、「原産地規制」（同付属文書II）、「緊急輸入制限」（同付属文書III）、「紛争解決制度」（同付属文書IV）の採用を決定した。このほか、第三国との公正な通商条件を保証するためアンチ・ダンピングの国内的措置の適用（第3条）、締約国製品の租税、手数料に関する内国民待遇（第7条）を定めた。そして(2)関税・非関税障壁の段階的な除去に応じたマクロ経済調整（第5条b）、対外共通関税（第5条c）の実施、(3)サービス、生産要素の自由な流通を進める部門別政策協定である。

なかでも「貿易自由化計画」では、ラテンアメリカ自由貿易連合 (ALALC) やALADIにおける非拘束的な交渉方式の苦い経験から、関税引下げ措置には義務的な性格が付与された。加盟国は条約発効の日から「漸進的で (progressivo), 直線的 (linear) かつ自動的 (automático)」(第3条) な原則のもとで、6カ月ごとに関税を引き下げ、1994年12月31日までに例外品目を除いて、すべての締約国産品について関税ゼロとすることを決定した。付属文書Iは、例外品目としてアルゼンチン394品目、ブラジル324品目、パラグアイ439品目、ウルグアイ960品目をそれぞれ定めたが(第6条)，ブラジル、アルゼンチンは90年12月31日以降、94年末まで毎年20%の割合で、パラグアイ、ウルグアイは条約発効日および91年に10%，92年以降、95年末まで毎年20%の割合でそれぞれ関税を削減する(第7条)。それにより、前2国は94年12月31日までの、後2国は95年12月31日までの関税の完全撤廃と非関税障壁の除去を約していたが(同付属文書I，第10条)，後述のようにいずれも95年1月からに変更された。

自由貿易地域の段階では、メルコスル加盟国は域外との関係で対外共通関税を有しないため、域外製品が関税免除の利益を無差別に受けることを回避しなければならない。「原産地規制」は、製品の「原産地」の定義と証明のルールを明確にし、域外の製品が特恵を無差別に受けるのを防止するためのものである。付属文書Iは、以下のものを「加盟国原産」とした。

- (i) 加盟参加国原産の材料を排他的に使用し、加盟参加国内で完成された製品。
- (ii) 加盟参加国内で生産された製品で、ALADI代表委員会決議第78号の付属文書によりALADIの関税目録に該当することが証明されるもの。
- (iii) 使用材料が加盟国原産でなくとも、その材料が加盟参加国内で加工され、さらに当該材料がALADIの関税目録に異なる項目として登録され、かつ新たな特質を製品に付加するもの。
- (iv) 1994年12月31日までに、加盟国および第三国の材料を使用し、加盟参加国内で包装または組み立てられた製品で、原産材料が完成品の輸出

FOB価格の40%を下回らないもの。

- (v) 加盟参加国内で生産される製品で、ALADI代表者委員会決議第78号の付属文書に規定する要件を満たすもの。

加盟国の原産品の輸入に際し、域内で相互に許与する関税などの義務免除の利益を受けるには、当該製品の輸出に関して原産地規制の要求を満たさねばならない。同条約は、この場合に原産地証明書の添付を義務づけた。それは最終生産者または輸出業者が作成し、当該国の政府当局または当局が認可した民間団体によって交付される⁽¹¹⁾。

「貿易自由化計画」のもとで、商品の自由な流通を図るために行われる関税引下げは、比較的短期間に内に自動的に行われることを要求する。その結果、加盟国の国内経済およびその領域内の国内産業がそれにより恩恵を受ける製品の輸入急増によって、予期しない重大な損害を受ける事態が予想される。その予防措置として、同条約は共同市場設立までの移行期間中、例外的に「緊急輸入制限」措置を認めた（付属文書III）。

同条約は、いずれかの加盟国の製品の輸入増大によって重大な損害が生じた場合、輸入国は、30日以内に当該商品の輸出国と輸入割当て（最高価格または数量制限）を交渉でき、当事者間に合意が成立しない場合、影響を受けた輸入国は1年間に限って輸入割当てを設定できるとした。ただし、輸入国が一方的に設定する輸入割当ては、過去3年間の輸入平均額を下回ってはならず、さらに「緊急輸入制限」の適用を各商品につき1回に限り認めた。

緊急輸入制限の管理手続きについて、付属文書第7条は「1994年12月31日までの移行期間中、加盟国は経済活動に重大な損害を受けたとみなす場合、必要な是正措置をとるため、共同市場グループ（Grupo de Mercado Comum: GMC）に協議を申し立てることができる」と定めた。ただし、緊急輸入制限に関する協議手続きでは、それに直接的な利害関係を有する国内民間グループの参加は認められなかった。

(2) オウロ・プレト議定書

アスンシオン条約によれば、1994年12月31日から共同市場が設立される予定であったが、対外共通関税などの調整に手間取りその早急な開始が困難視されたため、94年1月、第5回メルコスル審議会において、メルコスルの実質的な開始を2006年まで繰り上げる決定が行われた。しかし、度重なる加盟国交渉の積み重ねを通じて、メルコスルはすでにアスンシオン条約が予定したとおり94年末までに発足の条件を概ね整えたため、加盟国は同年12月、オウロ・プレト議定書を交わした。同議定書は、95年1月1日から対外共通関税を設定し、部分的な関税同盟に達したメルコスルを新たに規律し、アスンシオン条約を補足することになった。それは主にメルコスルの組織構造と機能、諸機関の決定手段とその履行を規律する。

アスンシオン条約では過渡期の暫定的な制度機構として、共同市場審議会 (Conselho de Mercado Comum: CMC) および共同市場グループ (GMC) が創設されたが、同議定書はこれらの機関を維持し⁽¹²⁾、さらにGMCの補助機関としてメルコスル貿易委員会 (Comissão de Comércio Comum: CCM) を設置した。このほかメルコスルにおける加盟国議会を代表する機関である合同議員委員会 (Comissão Parlamentar Conjunta: CPC)、経済・社会問題について民間部門（企業および労働）を代表する経済社会諮問フォーラム (Foro de Consultivo Econômico-Social: FCES)⁽¹³⁾、メルコスル管理事務局 (SAM) の創設を決定した。

メルコスルの最高機関であるCMCは、加盟国の外務大臣および大蔵大臣によって構成され、メルコスルの最終的設立に設定された諸目的およびその達成期間の履行を保障する政策指導および決定を採用する権限を有する（第3条）。さらにCMCには、同議定書によってメルコスルに付与された国際法上の法人格に基づいて、その代表権とともに、第三国および国際機関との交渉や協定締結の権限が付与された。

GMCは、加盟国の外務省、大蔵省および中央銀行が指名する各4名の委

員代理によって構成され、メルコスルの行政的な執行機関とされた。同委員会の権限には、アスンシオン条約、その議定書および協定の履行状況の監督（第14条I）のほか、CMCに対する発議権（同条II）、共同市場設立に関する作業計画の策定（同条IV）、委員会の目的を実現するための作業小部会および特別会議の設置（同条V）、CMCの委任の範囲内でのメルコスルを代表する交渉権限（同条VII）、メルコスル事務局の活動の監督権（同条XIII）が属する。

SAMは、GMCに直属し、メルコスルの行政的後方業務を担当し（第31条）、その公文書の保管、メルコスル官報の公表、財政面の執行権限を有するほか、メルコスル諸機関の規範の国内法化に関する実施状況の加盟国への報告、GMCへの年次報告、紛争解決手続きにおける仲裁人および専門家の登録管理を行う（第32条）。

GMCの補佐機関とされたCCMは、関税同盟の達成を目的に、加盟国が合意する貿易政策の実施を監視し、メルコスル域内および第三国との貿易政策に関する事項を審査する専属権限を有する。さらに同委員会は、対外共通関税および関税同盟に関する共通貿易政策の適用および履行につき加盟国からの要請を検討および決定するほか、GMCに対して、これらの諸政策や貿易および関税に関する新規または既存の規定の改正を提案する権限を付与された。それによりCCMは、メルコスルにおける貿易政策全般について広範な権限をもつことになった。

同議定書は、CMC、GMC、CCMをメルコスルの決定機関に位置づけ（第2条）、政府間機関としてそれぞれの決定、決議および指針が全加盟国の出席のもとで合意に基づいて採択され（第34条）、かつ加盟国に対して拘束力を有すると明記した。

CPCには、上記の決定機関の諸規範を速やかに発効させるため、国内の手続きを迅速化し、また統合の進捗に必要な法規の調和化を促進する任務が与えられた。さらにCPCは、諸規則の適用の確保および加盟国間の法律の調和に関して、GMCを通じてCMCに勧告することができる（第26条）。

他方、メルコスルは自由貿易地域の段階を経て、通商以外の各種の政策分

野における協議に取り組むことが必要な段階に達すると、加盟国間の利害と政策主体間の調整を重視し始めた。さらに市場主導の統合では、従来、この地域の統合プロセスから排除されてきた民間部門のイニシアティブと役割が大きく、共同市場の政策にその意見を反映させが必要とされた。そのため、オウロ・プレト議定書は、GMCの直属機関として、共同市場設置に備え分野別の作業計画にあたる11の作業小部会を編成した⁽¹⁴⁾。同部会の会合には、各加盟国の民間部門が参加できることになった。さらに新設されたFCESは、GMCがメルコスル設置に必要な具体的な政策措置に関し諮問的任務を遂行するため、GMCに対して勧告する権限を付与された。

3. メルコスルの現段階

オウロ・プレト議定書の調印、および1995年1月からの対外共通関税設定に基づく関税同盟の発足は、アッセンション条約が規定するメルコスルの過渡的段階が終了し、共同市場への移行が新しい高次の段階に到達したことを意味する。アッセンション条約が目指した共同市場は、94年12月31までに設立されなかったが、94年末まで続いた自由貿易地域の段階を通じて加盟国が計画的に進めてきた段階的な関税引下げは一応終了し、メルコスル共通関税分類(NCM)の合計約9000品目のうち、約7500品目がすでに撤廃された。しかし、加盟国の国内事情から例外品目の削減については調整がつかず、94年の第6回CMC会議は「関税同盟への最終適合制度」(CMC決定24/94)を採択し、ブラジル269品目、アルゼンチン221品目を95年1月1日から98年12月31日まで、パラグアイ427品目、ウルグアイ950品目を96年1月1日から99年12月31日まで、毎年25%の割合で撤廃することを認めた。

一方、対外共通関税について、前記CMC会議で採択された「対外共通関税」(同決定22/94)は、メルコスル共通関税分類に基づく8500品目に対して0～20%の統一関税を承認した。しかし、加盟国の国内産業の保護や産業育成に必要な輸入財の急増の懸念から、交渉の結果、ブラジル499品目、アルゼン

チン，ウルグアイ最大300品目，パラグアイ最大390品目の例外品目が容認され，ブラジル，アルゼンチンは2000年1月1日までに，ウルグアイ，パラグアイは2006年1月1日までに，段階的に関税率を統一化することになった。このうち，資本財，情報・通信機器は対象外とされ，資本財に関しては，ブラジル，アルゼンチン，ウルグアイは2001年1月1日までに14%，パラグアイは2006年1月1日までに14%，情報・通信機器は全加盟国とも2006年1月1日までに16%の共通関税を設定することになった。したがって完全な関税同盟になるのは，2006年以降のことである。

段階的ながらも対外共通関税が設定されることによって，域外製品が「域内製品」として関税特恵を受けるという事態の解消が予想されるため，CMCは1994年8月に「メルコスル原産地規制の規則」(同決定6／94)を採択し，アセンシオン条約で定められた「加盟国原産」の定義および加盟国間で関税ゼロで取引される原産品の域内調達率を変更する決定を行った。それにより，原産品は，基本的に，部品の域内調達率が60%以上の製品とされた。資本財はその対象外とされ，域内調達比率は80%以上とされた。また，ブラジル・ウルグアイ，アルゼンチン・ウルグアイ間には，両者の補完協定により2001年まで国内調達比率50%が維持された。その後1994年12月に採択された「原産地規制の特別要件」(同決定23／94)は，域内例外品目，対外共通関税例外品目，資本財，情報・通信機器についての原産地証明を義務づけ，95年4月1日から実施することを決めた。原産地証明は，94年12月31日付経済補完協定第18号第8次追加議定書で採用したメルコスル原産地規制のガイドラインに基づいて実施することになった⁽¹⁵⁾。

域内貿易の完全な自由化の到達には，関税撤廃，非関税障壁の除去のほか，加盟国間の貿易を妨げる各種の規制の調和が必要である。そのため，GMCはその作業小部会を通じて，加盟国の貿易政策および通商・投資規制の調和を検討してきた。なかでも，非関税障壁の除去の分野では，貿易取引における必要書類の統一，加盟国間の輸出入における二重管理の除去と統一管理，国境通過手続きと国境管理の統合化，関税手続きの漸進的容易化，検疫制度の

統一化、貨物輸送の危険管理、加盟国の通貨間の自由為替の促進、輸出優遇、フリーゾーンなどの貿易促進政策に関する規制の統一化、規準認証手続きの調整に大きな進展がみられた。また通商・投資規制の分野では、GATTのルールに基づいたメルコスル域外とのダンピング・補助金輸入に対する防御規則のほか、域内の投資の促進・保護、証券市場投資に関する共通規則が導入された。さらに、域内の経済の活性化と統合を促進するため、加盟国間の銀行協力の枠組みが設けられた⁽¹⁶⁾。これらは、1992年6月に共同市場の形成に必要な政策の調和とその実施手段を段階的に定めた「ラス・レニヤス実施計画」(同決定1/92)に従って進められたが、メルコスルは、関税同盟の発足後も上記のほかに、各種の部門別分野の政策、法規の調和を引き続き検討している。

第2節 メルコスルにおける共通法規の進展

1. 加盟国法規の調和とその国内法化

既述のように、メルコスルの形成は、一般に経済統合のスキームからみれば⁽¹⁷⁾、未だ関税同盟の初期段階の域にとどまっている。もっとも最終的な共同市場では、財、人、資本の自由移動、自由競争や取引の自由が目指され、そのため移行期間中において、共同市場の共通政策の実施にともなう各国間の法規の調和が当初から重視された。このことは、アシンシオン条約第1条に「加盟国は経済統合過程を強化するため、関連分野における諸法規の調和を約する」と明記していることからも明らかである。しかし、メルコスルの共通政策の実施にともなう加盟国間の法規の調和にあたっては、実際上、メルコスルの機構上の決定プロセスやその国内法化の観点から、次のような問題点を含んでいる⁽¹⁸⁾。

その一つはメルコスル機構の法的性格に密接に関連する問題である。メル

コスルの組織機構を確定したオウロ・プレト議定書の一つの特徴は、メルコスルに国際法上、独自の法人格を付与し⁽¹⁹⁾、CMC、GMCおよびCCMに政府間機関(inter-Government)の地位を認めたことにある。その結果、CMCには原則的にメルコスルの代表権限が帰属し、さらにCMC、GMCおよびCCMはメルコスルの組織上、排他的な決定権能を付与された。メルコスルは、その組織化という点からは、組織法上の法人格の付与に加えて、委員会制度の充実によって通常の国際機構に一步近づいたものになったといえよう。しかし、メルコスル組織機構にはアスンシオン条約におけると同様に加盟国の自律性が強く反映され、組織機構の独立性が大きく制約されている。それは、メルコスルの意思決定において基本的に最高機関CMCが恒常的な閣僚会議の性格をもち、その中枢を担っていること、さらにCMC、GMCおよびCCMの決定手続きのプロセスにおいても、全加盟国の出席と同意が要求され、加盟国の大権的意思を最大限に尊重する立場がとられていることに表われている。このことはメルコスルが超国家的な性格をもたず、緩やかな国家の連合体としての組織機構を維持する方向がとられるとともに、組織機関の決定が国際協定に大きく依存していることを示している。もとよりこのような組織機構の法的性格は、市場統合形成の手段あるいは方法としての法規範の定立手続きや、それがもたらす法律効果に対して少なからず影響を及ぼすことになる。その第1は、メルコスルにおける法規の調和に際し、現実に組織上の法規範の定立手続きの自律性が欠如している点である。

アスンシオン条約は共同市場の設立を促進するため、CPCの設置を定め(第24条)、1991年12月に採択されたCPC規則によって同委員会に加盟国の法の調和に関する調査と共同体法の規範を提案する権限を付与した。その後、オウロ・プレト議定書は、メルコスルにおける法の調和に関してCPCの設置を規定したが、それにはCPCに対する法の発議権の付与について何ら規定していない。議定書はさらに、CPCは「統合プロセスの進捗に必要な法律の調和を支援する」(第25条)ことを規定したが、法規範の定立手続きにおける同委員会の他機関への介入権限についても具体的に規定しなかった。その一方で、

前述のように、メルコスルの組織上、CMC、GMCおよびCCMは政府間機関の性格を有する決定機関であることを明記した。このようなメルコスルの法規範の定立手続きやそれを直接に担う機関と機能の曖昧さは、共同市場における法規の調整機能とその実効性の確保において大きな障害をもたらしている。

メルコスルの法規の調和におけるいま一つの大きな問題は、その機関の決定が国際協定に基づくことによる加盟国における国内法化の法的効果である。オウロ・プレト議定書は域内の共通規則の国内法化について、以下の仕組みを明らかにした。まず、「メルコスルの機関が決定した諸規則が国内的に履行されるよう必要なすべての措置をとることを約束し」(第38条)、「諸規範は義務的性格を有し、必要な場合、各加盟国の法律に定める手続きに従って国内法に編入されねばならない」(第42条)ことを明記した。そして、「メルコスルの機関の発出した規則につき各加盟国が当該規範の国内法化を通じて採用した措置をSAMに通知し、SAMがすべての加盟国による国内法化の完了を各国に通知したときに同時発効する」(第40条)と定めた。この第38条に基づくメルコスル機関が決定した諸規範の国内法化については、その国内的適用を統一化しているものではなく、決定の履行を保証するために必要な措置の採用義務を加盟国に対して課しているにすぎないと批判がある⁽²⁰⁾。それによれば、メルコスルの諸規範は、最終的に加盟国の憲法に定められたプロセスを経て国内法として認められる必要が生じる⁽²¹⁾。さらに国内法化の手続きにおいて、議定書は「各国がメルコスル機関の規則を国内法化するためにとった措置を定期的に他の加盟国に報告する」(第32条IV)とだけ規定しており、加盟国による国内法化の実施期限や当該措置の完了に関するSAMへの通知期限は明らかでない。加えて、前記第40条の場合にも、加盟国が国内法化を行わないときに、SAMがCMC、GMCおよびCCMに対していかなる手続きをとるかについては明確に規定していない。

以上のメルコスル共通政策に基づく法規の調和と国内的実施に関しては、メルコスルの決定機関であるCMC、GMCおよびCCMの諸規範が国際協定で

あるため、加盟国が承認しない場合は直接的な拘束力をもたず、さらにそれらの諸規則が承認され、国内法化される場合にも、実際上そのプロセスには大きな時間的コストをともなうとともに、加盟国の立法裁量によって実質的に制約される⁽²²⁾ことが十分予想される。またその履行上の監視体制についても曖昧な余地を残しているといわねばならない。その結果、これらの要因が統合プロセスにおける関連分野の法規の調和を促すアシンシオン条約の目的を妨げる可能性がある。

2. メルコスルにおける共通規則の整備状況

以上のように、メルコスルにおける法規の調和では、その制度機構の性格や条約に基づく法規範の定立、その国内的適用の問題が存在するが、アシンシオン条約の発効以降、さらに関税同盟の設立を通じ、メルコスルがさまざまな分野で共通規則の整備を進めてきていることも確かである。

メルコスルは、共同市場設立までの段階的な統合スキームに合わせた共通政策を促進するため、「ラス・レニャレス実施計画」に沿って、貿易問題を中心に、マクロ経済政策や部門別政策の調整などの政策手段や、メルコスルの制度機構に関するさまざまな実施措置を定めた。そのもとで、GMCの部門別作業小部会が担当する具体的な作業スケジュールを設定した。

それには特定分野の政策調整だけでなく、共同市場の諸政策を実施する主要法規の調整が掲げられた。例えば、関税問題の第2部会は、関税法、移民法、動植物衛生管理に関する法規の調整を1994年末までに、またマクロ経済政策の第10小部会はメルコスルの競争保護や消費者保護に関する法規の調整をそれぞれ93年9月と11月までに完了することを決定した。さらにこれらと別に、作業部会の特別委員会、大臣会議や専門家会合、アド・ホック委員会が個別に設置され、司法協力、環境、知的財産権、労働、保険、公共調達の事項などに関する政策や法規の調査、共通規則案の作成やその勧告において調整機能の役割を果たしている。

もっとも、作業部会の実施計画や各種会議のもとで設定された各分野の法規の調和は、統合プロセスの調整交渉や加盟国の利益が複雑に絡み、さらにその分野が広範囲にわたるため、一斉に歩調をそろえて行われているわけではない。また関税同盟の発足後も、統合スキームの段階に従い調整が必要とされる法規の範囲も異なる。とくに、労働、租税制度、環境、競争法といった分野は各国間の法規自体の相違だけでなく、加盟国の国内的利害が絡むだけに、法規の調整は容易でなく、分野によって進展の速度に差異がみられる。さらに、メルコスルの共通規則の国内法化の手続きの進捗も分野によって異なり⁽²³⁾、加盟国における立法手続きなどでタイムラグが生じている。したがって、以下では、すべての分野について言及することは不可能なため、法規の調整が比較的進んでいる分野と遅れている分野に分けて、可能なかぎりその進展と問題点を検討することにする。

メルコスルにおける域内貿易の急速な拡大と企業取引の順調な進展は、人、財、サービスの自由な移動、流通とともに、企業活動の活発化を促している。それにともないそれらを円滑に進めるには、人の移動と居住、サービスの提供に関する法規制、資本取引の促進、企業の取引制限の規制、投資の保護と紛争解決、国際契約の準拠法や裁判管轄権の涉外関係法などの広範囲に及ぶ分野での法規の調和が必要になっている。その結果、メルコスルではこれらの分野において法規制の及ぼす影響が重視され、以下の分野で法規の調和化が進んでいる。

(1) 人の自由な移動およびサービスの自由流通

メルコスルが目的とする共同市場においては、人の自由移動の保障が予定されているが、これには一般に経済活動に関わらない人の移動・居住と労働の自由移動の二つの側面がある。後者はとくに共同市場設立の前提でもある。メルコスルでは現在、人の自由移動に関しては専ら、加盟国間の移動における旅券不要や様式書類の共通化、査証手続きの簡素化のほか、教育分野で専門分野を除く初等、中等教育の資格認定が行われている⁽²⁴⁾。警察検問なしの

域内国境の移動の自由、職務・職業資格の認定あるいは専門職務の開業の自由を保障する措置はまだ採用されていない。ただし、税関検問に関しては、域内の財の自由移動の促進から、その通関業務や手荷物検査の文書と管理の面で法規の共通化が進んでおり、1994年12月17日に関税法典が採択されている(CMC決定25／94)。メルコスル加盟国は、通常、労働、職務、専門職業の行使を在留資格の要件にしているため、労働法や社会保障の規定の見直しが必要となる。そのため、労働の自由移動に関する法規の調和は、共同市場設立に必要な諸条件が整うまで待たねばならない。

(2) メルコスル投資の相互促進および保護

メルコスルにおける投資制度に関する共通規則は、1994年1月17日、第5回CMCコロニア会議で採択された「メルコスルの投資の相互促進と保護に関する議定書」(コロニア議定書)(CMC決定1／93)および94年8月5日、第6回CMCブエノスアイレスで採択された「メルコスル非加盟国からの投資の保護に関する議定書」(ブエノスアイレス議定書)である。両議定書はいずれも、メルコスルの域内、域外の投資法典の性格を有する。

前者は、域内の投資受入れの一般原則として、メルコスルの投資家は加盟国が国内投資家または非加盟国に与えているものと同等の待遇を保証することを明記し、「投資家」を次のように定めている。(i)いずれかの加盟国の市民、または加盟国の法律または規則に従って、その領域内に恒常に居住しもしくは住所を有する自然人、(ii)いずれかの加盟国の法律または規則に従って設立され、当該加盟国にその本店を有する法人、(iii)加盟国の領域内で設立され、かつ投資が(i)および(ii)によって実効的にまたは直接もしくは間接的に管理されている法人(第1条2)。

また、メルコスルの投資を次のように広い範囲にわたって定義した(第1条1)。

- (i) 動産および不動産ならびに抵当権、担保権を含む物権。
- (ii) 株式、会社持ち分およびその他の参加。

- (iii) 債権および経済的価値を有するサービスの権利。
- (iv) 著作権および特許権、工業的意匠、商標、商号、ノウハウおよび営業権を含む知的財産権。
- (v) 天然資源の調査、採掘および開発を含む公的サービス事業。

他方、コロニア議定書は投資の待遇を規定しており、投資受入れ国は、いかなる場合にも他の加盟国の投資および投資家に対して公正な待遇を保証し、その経営、維持、利用、処分に関して不公正かつ差別的に取り扱ってはならず、投資の受け入れ、維持または拡張における輸出または現地購入などの制限的な条件を課してはならないとした（第3条）。ただし、加盟国は、議定書の他の署名国の投資家に対し、租税事項に関わる国際協定に基づく優遇または特権を付与することを除外している。また、加盟国の投資規制策の現状を考慮し、次の部門については適用除外の権利を各国に暫定的に認めた（同付属書第2条1）。

- (i) アルゼンチン：国境地帯の不動産取得、航空運輸、造船業、原子力発電、ウラン開発、保険、漁業。
- (ii) ブラジル：鉱物調査・採掘、水力発電利用、保健事業、音声・映像放送、通信事業、農地所有権の賃貸借、金融、保険、社会保障、資本取引制度への参加、沿岸および内水航行。
- (iii) パラグアイ：国境地帯の不動産取得、ラジオ・テレビ放送を含む通信、陸海空の運輸、電力・水・電話事業、石油および戦略的鉱物の開発、石油派生品の輸入および精製、郵便事業。
- (iv) ウルグアイ：電力、石油、基礎化学、原子力エネルギー、戦略的鉱物の探査、金融取引、鉄道。

コロニア議定書は、加盟国がこれらの分野の投資規制を可能なかぎり早く撤廃することを要請している（同付属書第2条4）。また、投資に関する他の基準との関連で、既存のまたは将来定める締約国の法律、国際法の義務、または締約国の投資家と他の締約国の投資契約が、コロニア議定書よりも有利な待遇を与える場合、それよりも有利な待遇を投資家に与えるとしている（第7

条)。

この議定書でとくに注目されるのは、収用における補償、利潤の自由送金および紛争処理手続きを詳細に定め、投資保護の基準を明記したことである。投資の収用の場合、いずれの加盟国も、無差別かつ法律の適正な手続きに従い、公目的に基づいて、域内加盟国の投資を国有化でき、この場合、事前に適切かつ実効的な補償が支払われねばならない旨を定めている(第4条)。とくに補償額は、権限ある当局の機関が法律上もしくは公的に国有化または収用を決定した時点における投資の実際価額に相当するものとし、その支払いの日まで利息付きの額が保証されるとしている。さらに国有化または収用の補償では、損害を受けた投資家に代わって、国家によるその請求代位を認めている(第6条)。送金の保証については、投資受入れ国は投資家に対し投資の利益の自由な送金を保証し、受入れ国の定める手続きに従って、送金日における市場での実効為替レートで自由な交換可能な通貨により遅滞なく行われなければならないとした(第5条2)。

一方メルコスルの投資家と加盟国の投資紛争の処理手続きについては、次のように定めている。加盟国間の投資紛争は1991年の「紛争解決のためのブラジリア議定書」に基づいて解決され(第8条)、加盟国と投資家の紛争は、可能なかぎり当事者間の友誼的な協議により解決される(第9条)。ただし、後者の場合、その訴えの提起から6カ月以内に解決されない場合、投資家は、(i)投資が実行された加盟国裁判所、(ii)国際仲裁、(iii)アシンシオン条約の枠内における個人と加盟国の紛争解決制度のいずれかの手続きに紛争を付託することができる(第9条)。このうち、(ii)の国際仲裁による紛争解決は、1965年の投資紛争解決条約(ICSID)センターまたはICSID追加規則に基づく仲裁、さらに国連国際商取引委員会(UNCITRAL)のアド・ホック仲裁への付託が認められている。そして、仲裁裁定は紛争当事者に対し強制力を有し、加盟国は自国の法律に従いそれを執行するとしている。

メルコスルの非加盟国からの投資の待遇に関しては、コロニア議定書と同様の待遇を規定しており、各締約国の法律により保護され、自国の投資家ま

たは他の加盟国の投資家よりも不利な待遇を受けないと定めている（第2条C項1）。ただし、締約国は、自由貿易地域、関税同盟、共同市場または類似の地域協定または国際租税協定を通じて受ける優遇、優先もしくは特権を、第三国の投資家には与えないと規定した（第2条C項3、a、b）。

紛争解決においては、第三国の投資家の本国と締約国間の紛争はまず外交交渉により、またそれによって解決しない場合は国際仲裁により解決される（第2条G項）。第三国の投資家と加盟国との間の紛争は可能なかぎり友誼的に解決されるものとし（第2条H項1），解決に至らないときは、投資家の要請に基づいて、当該加盟国の国内裁判所、またはアド・ホックもしくは常設の国際仲裁に付託できるとしている（第2条H項2、3）。ただし、コロニア議定書は、国際仲裁に関する手続きについて言及していない。国内的救済は、仲裁に訴える前置要件とはされず、仲裁判断は当事者に対して拘束力を有することを定めている（議定書II、5）。

上記のコロニア議定書に明記された紛争解決に関するICSID条約への付託の場合については、現在、パラグアイだけが同条約に署名、調印している⁽²⁵⁾。そのため、実際上、ICSIDセンターへの紛争付託の可能性は加盟国間でかなり限定されよう。しかし、ラテンアメリカの大半の国がこれまで同条約の加盟を拒んできた経緯から、共通投資法典にそれが言及されたことは、加盟国によるその国内法化を通じて投資保護政策に変化がもたらされる余地があることを示している。

（3）契約事項に関する国際的管轄権および司法協力

メルコスルにおいては、民事、刑事の涉外関係法の役割が重視され、また国際私法においてこの分野の法の統一がラテンアメリカ地域で比較的早くから進んでいたこともあり、法規の調和は積極的に進められている。まず民事で進展がみられた分野は、1994年8月4日の「契約事項に関する国際的管轄権に関するブエノスアイレス議定書」（CMC決定1／94）である。同議定書は、域内の国際的取引において、各国の裁判管轄の取り扱いの相違がしばし

ば涉外的紛争の原因になるため、民事および商事の性質を有する国際契約の国際的管轄権の有無を決定する共通の基準を定めた。それによれば、契約事項に関する裁判管轄の規則は、いずれかの加盟国に住所または本店を有し、また当該加盟国の裁判所の管轄権への付託を合意した個人および法人の民事、商事の国際契約から生ずる紛争に適用されるとしている。ただし、当該契約の国際的管轄権の決定に際し、以下の事項は適用除外される。破産者および債権者の法律関係、強制和議その他の手続き、家族および相続法関係の合意、社会保障契約、行政契約、雇用契約、消費者販売契約、輸送契約、保険契約、物権である。

契約の当事者が書面により指定した加盟国の合意裁判所には、裁判管轄権の行使が認められる。また、裁判管轄権の合意は、契約の締結時、契約の期間中または紛争が生じた場合に行うことができ、その合意の効力と効果は通常、当該事件の管轄権が属する加盟国の法律により規律されるとしている。さらに裁判管轄権の合意にかかわらず、被告が任意に応訴する場合にかぎり、訴訟が提起された加盟国の裁判所に裁判管轄権が属する。他方、契約当事者間に紛争解決を付託する裁判所合意が成立しない場合には、原告の選択によって、契約行為地、被告の住所地、および義務履行を証明する場合には、その住所地または営業所在地の裁判所に管轄権が属する。法人の場合、住所地はその経営の本店所在地となり、支店、営業所および事務所を有する場合は、原告はそれぞれの所在地において訴訟を提起できる。いずれかの加盟国に本店を有する法人で、他の加盟国において契約がなされた場合、後者の国に裁判管轄権が属する。共同訴訟人が存在する場合には、契約事項に関する訴訟は、いずれかの訴訟当事者の住所地の管轄権が属する裁判所に対して訴訟を提起できる。訴訟手続きにおける反訴については、本訴の審理を行っている裁判所に管轄権が属する。

この民事、商事契約の国際的管轄権のほかにも、訴訟法分野では、メルコスル加盟国における裁判への自由なアクセスの保障と加盟国の裁判訴訟手続きにおける文書の送達および証拠調べの嘱託手続きの容易化に関する共通規

則を定めた1992年6月の「民事、商事、労働および行政事項における裁判管轄権の協力および共助に関する議定書」(同決定3/92)が、また、加盟国における人、財および引渡債権、作為または不作為債権における損害賠償不能を回避するための民事、商事、労働および民事賠償に関する刑事手続きにおける証拠、執行保全の共通規則を定めた1994年10月17日の「保全処分に関する議定書」(同決定27/94)が承認されている。上記の二つの議定書は、ウルグアイを除いて他の加盟国によりそれぞれ国内法化されている。さらに近年では、メルコスル域内における交通事故から生じた民事責任における適用法とその国際的管轄権について共通規則を定めた1996年6月13日の「メルコスル加盟国内における交通事故から生ずる民事責任に関する議定書」(同決定01/96)が採択されている。

刑事手続き分野においては、手続き文書の通知、証拠の受理および提出、証言、人および財に関する鑑定と調査、人の確定および証明、刑事手続きにおける証人出頭のための非拘束人の移送、財の保全措置、押収などの請求、没収財の差し押さえと移転、賠償および罰金を科す判決執行のための財の拘留などの犯罪捜査や刑事司法手続きにおける加盟国間の司法協力を定めた1996年6月の「刑事事項における相互司法共助に関する議定書」(同決定02/96)が採択された。

(4) メルコスルにおける資本市場の規制

1993年1月17日の「資本市場の基本規則」の決定(CMC決定8/93)がメルコスル資本市場における国際資本取引の共通基準を定めている。同規則によって、メルコスル域内に居住しましたは住所を有する加盟国の個人および法人は、外国投資家のようにポートフォリオの認可を経ずに自由に取引できるとともに、各加盟国の証券取引所に投資することが可能になった。ただし、以下の制限が課せられている。(1)投資家は投資母国に住所または本店を有する。(2)証券発行会社はメルコスルのいずれかの加盟国に本店所在地を有する。(3)株式および他の流通証券は記名式で発行され、取引は実物取引で行う。(4)

取引はその当該国の金融市場において清算される。(5)投資家による選択売買および先物市場での持高保証の総額はそれぞれ投資運用額を超えてはならない。(6)選択売買および先物市場における取引は、銀行保証、信用保険、その他類似の手段による保証はできない。証券投資は、USドルおよび投資母国の通貨および投資受入れ国の通貨の利用可能性が認められる。

(5) ダンピングおよび補助金の不公正貿易慣行の規制

メルコスルの目的を定めたアスンシオン条約は、共同市場の設立後、第三国との関係における通商政策は各加盟国が対外共通商業政策に基づいて実施する（第1条）とし、また、第三国との取引において公平な取引条件を保証し、補助金輸入およびダンピングを含む不公正な取引方法を抑制するため、加盟各国はそれぞれの国内法を適用すると定めた（第4条）。この観点からは、アンチ・ダンピング、相殺関税など、不公正な貿易慣行に対する防御措置が統一的に適用されることが必要となる。メルコスルにおいては、共同市場設置までの移行段階で各国間で自由な通商が行われるには、まず加盟国間の通商上の公正な条件が保証されることが不可欠である。そのため、1992年6月に「移行期間中における不公正貿易慣行にかかる告訴および協議に関する手続き」（CMC決定3／92）が採択された。

同規則は、メルコスル域内の国内産業が加盟国のダンピングまたは補助金輸入により損害もしくは脅威を受けたとみなす場合に適用される告訴および協議手続きを定めている。それによれば、告訴はまず国内産業またはその関連経済部門の団体を通じて、それらが住所または事業の本拠を有するGMC国内委員会に直接申し立てられ、その後、関係当事国のGMC国内委員会が45日以内に相互に直接協議し解決する。ただし、加盟国的一方が協議に応じないか、または協議において合意されない場合には、GMCに対して直接に紛争解決を付託できる。この請求を受理したGMCは、最初の通常会議または特別会議を招集して当該紛争を審査する。さらに同会議において紛争解決の結論が得られない場合、GMCは10日以内に協議を行い、20日以内に決定を下さねば

表1 メルコスル貿易委員会（CCM）への協議（件数）

被申し立て国 申し立て国	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ウルグアイ	総計
アルゼンチン	—	112	15	32	159
ブラジル	31	—	3	11	45
パラグアイ	8	11	—	3	22
ウルグアイ	12	12	2	—	26
総計	51	135	20	46	252

(注) 1995年1月～97年7月の期間。

(出所) Subsecretaria de Comercio Exterior do Ministerio de Economia da Argentina提供資料。

ならない。この決定で告訴の請求に根拠があると認められる場合、GMCは被申し立て国に対し、ダンピングまたは補助金輸出を禁止する国内法の適用を要請する。ただし、被申し立て国がGMCの要請を受理しないとき、申し立て国は紛争解決のためのブラジリア議定書に従い仲裁手続きにそれを付託できる。もっとも、告訴および協議手続きはオウロ・プレト議定書によりCCMの紛争解決手続き規則が採用されたため、それに準拠して紛争解決が行われる。

CCMへの協議は、とくにアルゼンチン、ブラジル間で多発しており（表1）、なかでもダンピング係争が多くを占めている⁽²⁶⁾。CCMはこうした状況に対応するため、メルコスル加盟国におけるダンピング調査に関する情報交換の手続きを導入した（CCM指針05／95）。

なお、1994年12月のオウロ・プレトにおけるGMC会議は、「メルコスルの競争保護に関する一般基準」（決定21／94）を採択し、メルコスル域内の競争条件は、「自由競争保護法規」によって保証することを明らかにした。その結果、後述の96年12月「メルコスルにおける競争保護に関する議定書」が採択されている。

他方「ラス・レニヤス実施計画」によれば、メルコスル域外の第三国のダンピングおよび補助金輸出に対する防衛措置の共通規則は1992年10月までに、緊急輸入制限の適用に関する共通規則は94年3月までに作成する予定であつ

た。前者については、93年1月に「域外のダンピングまたは補助金輸入に対する防衛措置に関する規則」(CMC決定7／93)が、また97年12月には、域外のダンピングの疑いのある製品の輸入を防止する「アンチ・ダンピング規準枠組み」(同決定11／97)が採択された。これはメルコスルのアンチ・ダンピング共通規則の指針となり、その具体的な共通規則が制定されるまでの間、各国の国内規定が引き続き適用される。加盟国では、パラグアイを除き、GATTの「ダンピング防止協定」が認められているため、メルコスルが採用する共通規則はそれに従つたものになるとみられている。後者に関しては、96年12月に「メルコスル域外の緊急輸入制限の適用に関する規則」(同決定17／96)を採択した。

(6) 競争保護法

競争保護法案の作成は、「ラス・レニャス実施計画」において当初、1993年11月までに完了する予定であったが、前述の「メルコスルの競争保護に関する一般基準」に基づいて、CCMが競争保護法案を作成することになり、翌95年5月に「メルコスル競争保護に関する議定書案」の作成を終えた。その後同案は検討に付され、96年12月に「メルコスルにおける競争保護に関する議定書」(CMC決定18／96)として成立した。それによれば、議定書の諸規定はメルコスル域内の競争および加盟国間の取引に影響を及ぼす自然人および公法および私法上の法人または団体の行為に適用され(第2条)，さらに政府企業，非独占的な活動に従事する政府参加企業は，私企業と同様の取り扱いを受けるとされた。そして、以下の行為を競争制限的行為とみなした(第4条)。

- (i) 競争者との共謀による財の購入または販売，サービスの提供または生産に対する価格および条件の固定またはその実行。
- (ii) 競争者間の統一的，協調的な商慣行の採用またはそれへの影響。
- (iii) 技術調査，開発，財の生産またはサービスの提供の制限または支配によるもしくはサービスの生産，配給への投資を困難にする協定の締結，

または一定の財、サービスに関する市場規制。

- (iv) 完成品、半製品、サービスに関する市場、原材料、中間製品の供給分割。
- (v) 新規企業の市場参入の制限または阻止。
- (vi) 公共または行政上の入札における事前の価格協定または利益の調整。
- (vii) 第三者に対する価格の変動を惹起する、詐欺的手段。
- (viii) ある財の販売を他の財の取得、サービスの利用に従属させること、サービスの利用を他の者の利用、ある財の取得に従属させること。
- (ix) 投入財、原材料、機材、技術の供給源、配給網における競争者の参入妨害。
- (x) 通信メディアにおける宣伝広告の排他性の要求または許与。
- (xi) 正当な理由のない生産原価を下回る商品の不当販売。
- (xii) 正当な理由のない財、サービスの販売拒絶。
- (xiii) 正当な理由のない、生産の大規模な中止または削減。
- (xiv) 利用、取得、販売、提供を拘束して行う、生産、配給または第三者との商業化に基づいて利用、取得、販売、提供される財、サービスの購入または販売。
- (xv) 原材料、中間製品、完成品の廃壊、廃物化、買い占め、またはこれらの生産、配給、輸送に向けられた機材の廃壊、廃物化。
- (xvi) 正当な理由のない、耕作地、栽培地の放棄、廃壊。
- (xvii) 価格維持のための市場の攪乱。

これらの方は、ブラジルの1994年経済秩序違反法（法律第8884号）に規定された競争制限的行為であることから⁽²⁷⁾、競争保護法案の調整作業は明らかにブラジルのイニシアティブによって進められたものと思われる。

議定書はまた、加盟国はメルコスルの規範に編入するため、2年以内に自由競争を制限、侵害もしくは財、役務との関連で域内市場を支配する行為⁽²⁸⁾または協定を統制する共通規則を採択すると定めている（第7条）。

CCMおよび競争保護委員会には本議定書の適用権限が帰属する。さらにそ

の手続きは、職権によりまたは正規の利害当事者の代表者を通じて開始され、競争保護委員会に専門的予備評価が送付されるとしている（第10条）。制裁措置に関しては、競争保護委員会がCCMの事後承認に基づいて、特定期間内に違反行為の中止を決定する（第27条）としている。

さらに、議定書の最終経過規定は、本議定書の発効から2年以内に議定書を国内法化するため、加盟国間の競争および取引制限を規律する共通規範およびメカニズムを加盟国の協力により制定すると定めている（第32条）。したがって、共通規則の調整はまだ完了しておらず、現段階では各国の国内法が現行法としてしばらく存続する。

1997年6月の「メルコスルの自由競争保護に関する議定書の付属書」（CMC決定2／97）は、新たに罰則規定を導入し、罰金額の基準を、違反行為のもとで得た利益額の150%，資産の100%，企業の営業純利益額の30%をそれぞれ最高限度額とした。

2. 遅れている分野

アシンシオン条約は、加盟国の適切な競争条件を確保するためにマクロ経済政策の調整を求め、その一環として、上記のほかに、メルコスルにおける消費者保護、工業所有権の保護、域内労働移動の自由や税制の統一に関する法規の調整を具体的にあげた。しかし、これらの分野の共通規則の作成は、現在最も困難な課題となっている。

（1）消費者保護法

消費者保護に関する共通規則案の検討は、1994年12月のオウロ・プレト会議において、GCM内に規則案の作業計画を提案する消費者保護委員会（第10作業小部会）を設置する決議126／94を受けて開始された。同決議はとくに、加盟国は消費者保護の共通規則が承認されるまでそれぞれの現行国内法を適用し、自国で容認している消費者保護の規制基準以上のものを、他の加盟国

の製品およびサービスに適用してはならない旨を明記した。その後、共通規則案の作成はCCMの第7専門委員会(消費者保護)に移され、加盟国で最も進んだブラジルの90年消費者保護法典(法律第8078号)を基礎に立案作業が進められた。しかし、加盟国のうち、パラグアイ、ウルグアイには消費者保護のみを規制する実体法規が存在せず、さらにアルゼンチンの消費者保護法は専ら企業との関係で消費者の保護範囲を限定しそれを規律していたことから⁽²⁹⁾、専門委員会では、共通規則の立案方針をめぐって加盟国間に大きな意見の対立が生じた。その後、96年11月20日、第11回CMC会議は消費者または使用者への財、役務の提供者間の契約から生ずる消費関係事項における国際管轄権の共通規則に関するサンタ・マリア議定書(CMC決定10/96)を採択した。同議定書は、有体動産の期限付き売買、期限付き貸付、動産売買への融資、役務、有体動産の提供契約に関する一定の事項につき、メルコスル域内における消費関係の国際管轄およびその手続き規則を定めた。同議定書はさらにその付属書において、消費関係の実体規定の定義を定めているが、それはメルコスルの「消費者保護に関する共通規則」が最終的に制定されるまで効力を有することになった。

(2) 知的所有権法

1992年10月30日の第7回ブラジリア会議において、GMCは、第7作業小部会(産業および技術政策)に知的所有権委員会を設置し、メルコスルの知的所有権規則を策定する決議(GMC決議25/92)を採択した。94年10月、同委員会は著作権と工業所有権を分離して検討し、95年末までに加盟国の意見調整を進めることが合意したが、知的所有権の具体的な法規の調和はほとんど進展しなかった。現在、この分野でみられる成果は、95年8月にCMCが採択した「产地表示および原产地表示の商標事項に関するメルコスルの知的所有権規定の調整に関する議定書」(CMC決定8/95)のみである。もっとも、同議定書の内容は商標保護だけを定めており、知的所有権については全く言及していない。

近年、メルコスル加盟国の一帯に工業所有権法を整備する動きがみられる。アルゼンチンは1995年に特許法の改正を行い、またブラジルは96年に新工業所有権法を制定している。両国は、工業所有権保護に関するパリ条約およびGATT・ウルグアイラウンドのTRIPsを取り込み、特許権の存続期間、強制実施権の採用および医薬特許などで先進国に近い特許法を整備している⁽³⁰⁾。しかし、加盟各国の工業所有権法の内容には依然大きな相違が存在する。例えば、パラグアイは1883年パリ条約の未加盟国であり、また特許発明の不実施に対するその失効の制裁を採用していない。さらに、パラグアイとウルグアイの特許権の存続期間は、アルゼンチン、ブラジルの20年より短い15年である。他方、アルゼンチンとブラジルにおいても、新たに認められた医薬特許付与の適用期間の取り扱いに相違がある。加盟国のような異なる法規の内容は、メルコスルの工業所有権の共通規則の作成において、各国間に対立を引き起こしている。

(3) 労働法

メルコスルにおける法規の調和において最も困難とみられるのは、労働の自由移動に関する法規である。すでに指摘した人の自由移動は、域内加盟国の市民の自由移動と労働の自由移動に関する二つの側面をもつが、とくに後者は、各国の労働政策や労働法上の権利内容の変更を求めるため、加盟国はその法規の調和に強い難色を示している。

労働移動の自由に関する法規の調和におけるいま一つの大きな障害は、関税引下げによる域内貿易の自由化の進展にともない、加盟国の域内企業が各の異なる労働コストによる製品輸入から大きな影響を受けるため、自国の産業保護をめぐって加盟国間に大きな対立が存在することである。なかでも、労働コストの比較的高いアルゼンチンは、こうした低賃金による商品輸入を労働ダンピングとして、これを防止するメカニズムを強く主張している。この問題はとくに、各国の労働市場の構造や労働政策の相違が複雑に絡んでいるため、加盟国の労働政策を規律する労働法の調和は手間どるとみられる。

その一方で、メルコスルの市場統合が活性化するなか、加盟国労働者組織の側からCPCに対し「労働憲章」の採択を働きかける動きもある。

1997年12月のCMC会議は、メルコスル社会保障協定(CMC決定19/97)を採択し、域内の労働者の社会的権利を踏まえて、各国の国内法上、平等な取り扱いを行うとした。

(4) 税制

メルコスルにおける財、資本の自由な流通に対する経済的なディストーションを回避する手段として、税制の調和は不可欠であるが、前記の労働法規と同様に法規の調和が困難な分野である。加盟国間には租税法の法規の違いだけでなく、税務管理や税の捕捉が困難な商品の流通に関する複雑な間接税制度の問題がある。加盟国においては、ブラジルに「商品および役務流通税」(ICMS)があり、他の加盟国には「付加価値税」(IVA)が存在する。さらに、税務当局も加盟国間で異なり、加盟国の中央政府が管轄するIVAにあたるものは、ブラジルではICMSのほか、工業製品税(IPI)、役務提供税(ISS)がある。さらにそれぞれの税の管轄権は州、連邦および市郡に属する。そのため、こうした税制の調和は、ブラジルのように憲法改正の必要性が生じ、それぞれの管轄の主体間や政府の財政改革で政治問題化するため、大きな困難をともなう⁽³¹⁾。

メルコスルではまた、税制の調和は域内企業活動における二重課税の問題にも関連し、加盟国間にはその取り扱いをめぐって立場の相違が存在する。ブラジル、アルゼンチンは二重課税防止条約の締結に積極的であるが、ウルグアイは最近まで二重課税防止条約の締結がみられなかった。さらに、このような問題は、域内の投資受入れ国の投資待遇の条件の差異となって現われるため、メルコスル域内全体の経済の均衡に歪みをもたらす。パラグアイ、ウルグアイは、他の加盟国に比して、自然人の所得税免除、非現地法人への法人税が優遇されるなど、税制はタックス・ヘイブンの性格を有する。そのため、税制の調和は、加盟国間の外国投資の受入れに関して紛争を招く可能

性がある。

第3節 メルコスル共通規則の適用と法的安定化

メルコスルにおける法規の調和は、上記でみたように、市場統合の形成にともない徐々にではあるが特定の分野で進展しつつある。その多くは実際上、メルコスルの決定機関であるCMCの決定 (decisão), GMCの決議 (resolução), CCMの指針 (directiva) を通じ最終的に議定書の形式として採択され、個別の共通規則が具体化されている。これらの決定機関による規範は、メルコスルの法的基礎を提供しているアッセンション条約、オウロ・プレト議定書、ブラジリア議定書とともに、いわゆる「『地域的な』メルコスル法 (MERCOSUR law)」を構成しているといわれる⁽³²⁾。しかし、メルコスルにおける法規の調和方式は国際協定に基づいており、すでに指摘したように、それは加盟国に対して直接的に適用されない。そのため、共通規則が国内法上、効力を有するには、オウロ・プレト議定書に従い、国内規範または執行命令の措置による国内法化が要求される。だがそのプロセスにおいては、加盟国間に紛争が生じた場合、共通規則は加盟国の国内法規範によって廃棄、変更されるだけでなく、裁判所によって異なる解釈がとられる可能性もある。以下では、メルコスルにおいて、共通規則の適用から生ずる問題解決に際し、どのような法的仕組みがとられているのか、また、それがメルコスル域内における投資や企業活動に対していかなる法的効果をもち、さらにその法的安定性を確保するためどのような試みがなされているかを検討する。

1. 紛争解決メカニズムの特徴

アッセンション条約においては、共同市場設立の政策や手段が現実に実施される際、その適用や履行、措置の解釈をめぐってメルコスル加盟国間にさま

ざまな紛争がもたらされる可能性は当初から予想された。そのため、条約の付属書は、「本条約発効から120日以内に、GMCは加盟国に対し、移行期間中、有効な紛争解決制度を提案する」(第3条)と決定し、また、各国は1994年12月31日までに最終的な紛争解決制度を確定することに合意した。GMCの提案は、91年12月17日に承認および調印され、過渡期に「ブラジリア議定書」として採用することを決定した。その後、オウロ・プレト議定書の調印においてもその旨が承認された。

同議定書は、アシンシオン条約の諸規定および同条約のもとで締結された協定、CMC決定、GMC決議およびCCM指針に関する解釈、適用もしくは不履行に関する加盟国間の紛争は、ブラジリア議定書に定める手続きによって解決されると規定した(第1条)。議定書はまた、いずれかの加盟国が、アシンシオン条約、同条約の範囲内で締結された協定、CMC決定、GMC決議、CCM指針に違反して、個人(自然人および企業)に対し行った制限的、差別的効果をもつ法律または行政上の措置、および不正競争措置の制裁または適用に基づく異議申し立てを、同議定書の付属文書「CCMに対する異議申し立てに関する一般手続き」によって解決される(第22条)とした。この紛争解決手続きに基づく個人の訴えの提起は、統合プロセスに固有の、超国家法的性格をもつ紛争解決の伝統的な国際制度のモデルとは異なる、一つの進展であるといわれる⁽³³⁾。

メルコスルの紛争解決の制度的枠組みは、上記のことから、ブラジリア議定書とCCMの紛争解決一般手続きに基づいている。

2. 加盟国間の紛争処理手続き

ブラジリア議定書は、当初、当事国の直接交渉、GMCの介入、仲裁手続きのそれぞれの段階を経て、加盟国間の紛争を解決するよう定めていたが、CCMの紛争解決一般手続きの採用により、次のような紛争処理手続きが行われている。

(1) 直接交渉

加盟国はまず直接交渉により紛争解決を行わねばならず（第2条），直接交渉の期間は異議申し立て日から15日を超えてはならない。当事国間の直接交渉の経過および結果は，SAMを通じてGMCに報告する義務がある（第3条）。

(2) CCMの紛争解決一般手続き

加盟国間で紛争解決の合意が成立しない場合，加盟国の方は，CCMが臨時的（pro-tempore）に主宰する委員会に対して異議を申し立てる（付属文書第1条）。同委員長は，最初に開催されるCCM委員会の会議の議事日程に同案件を編入するため，同会議の1週間前に必要な措置をとる。CCM委員会において紛争解決の決定が行われなかった場合，CCMの専門委員会に同案件が付託される（第2条）。その後，専門委員会は，30日以内にCCMに対し意見書を提出しなければならない。ただし，同意見書に専門委員会の結論が採用されない場合にも，CCMは異議申し立ての決定が下されるまで，同案件の意見書の検討を継続する。CCMは同意見書を受理した後，最初の通常会議において同案件の決定を行う。同会議で決定が下されない場合は，CCMはGMCに意見書とともに他の解決のための案を上程する。さらに，GMCはCCMの提案を受理した日から30日以内に，同提案に関する採否の決定を下す（第5条）。

一方の加盟国の異議申し立ての根拠が認められた場合，被提訴国はGMCまたはCCMが承認した措置を履行しなければならず，そのための期間が指定される。ただし，非提訴国が指定された期間内に当該決定の措置を遵守しない場合，またはCCMおよびGMCにおいて合意が得られない場合には，異議申し立て国はそれぞれ，直接，ブラジリア議定書に定める仲裁手続きに付託できる（第6，7条）。

(3) 仲裁裁判

ブラジリア議定書は，上記の直接交渉，CCMおよびGMCによって紛争解決

が行われない場合、いずれの加盟国もSAMに仲裁裁判の設置を請求できることを認めた（第7条）。仲裁裁判の手続きは、紛争事件ごとに、加盟国のいずれかにその本拠を有するアド・ホック仲裁裁判所によって行われる。仲裁裁判は、仲裁手続きに関する独自の規則を採用し、アシジョン条約の諸規定、同条約のもとで締結された協定、CMCの決定、GMCの決議およびそれらに適用される国際法の原則に基づいて紛争を解決しなければならない（第19条）。

仲裁裁判所は、SAMに登録された10名の仲裁人名簿のなかから、各加盟国が選任する3名の仲裁人によって構成され（第10条）、紛争当事国は各1名の仲裁人を任命する。他の1名の仲裁人は、紛争当事国の合意に基づいて、かつ当該国の国籍を有しない者のなかから任命され、この者が仲裁裁判を指揮する。仲裁人はすべて、当該紛争案件の事項に精通した法律専門家でなければならず（第13条）、その任命は、SAMが仲裁裁判の設置を加盟国に通知した日から15日以内に行われる（第9条）。紛争当事国が任命する第3番の仲裁人が、この期間内に任命されないとときは、SAMはいずれかの紛争当事国の要請に基づき、GMCが作成する16名の仲裁人のなかから抽選で任命する（第12条）。仲裁裁判所は、裁判長の任命の日から60日以内に仲裁裁定を下す。ただし、それは30日間延長できる。仲裁裁定は、仲裁人の過半数の評決によって採択され、合議に根拠を置きかつ秘密とされる（第20条）。なお、仲裁裁判所は、利害関係人の請求に基づいて、紛争当事国の方に重大かつ回復不能な損害を惹き起こすおそれがある場合、裁定を下す前に適当と判断する暫定措置を命ずることができる。

仲裁裁定は控訴不能であり、その通知の受理日から既判力（*res judicata*）をもち、紛争当事国に対して強制力を有する（第21条）。また仲裁裁定は、仲裁裁判所がとくに期間を定めないかぎり、15日の期間内に履行されねばならない。ただし、紛争当事国的一方が、30日の期間内に仲裁裁定を履行しない場合、他の当事国は、その履行を確保するために譲許またはそれと同等の措置の停止による暫定的相殺措置をとることができる（第23条）。

3. 加盟国と個人の紛争処理手続き

ブラジリア議定書第5章は、加盟国が、共同市場を規律する法規範に違反して個人に損害を与えた場合、この者に異議申し立てを行う独自の権利を認めている。しかし、共同市場は、ECのように独自の裁判制度を有していないため、個人の訴えの権利は本来ECのそれとは異なる性格のものである。個人の異議申し立て手続きの目的は、後述のように、加盟国の最終的な紛争解決として国家間の仲裁に付託することを認めていることから、それはむしろ国家による訴訟の簡略化を図ることが意図されている⁽³⁴⁾。その結果、申し立ての権利は、本来個人を主体とする訴訟の提訴権に直接由来するものではなく、紛争解決手続きへの参加、とくに国家間の最終的な仲裁裁判の移行において、手続き上容認されているにすぎない。さらに、この個人の申し立ては、各国のGMC国内委員会間の協議手続きに実質上大きく依存しているため、手続き上もその権利の許容性の範囲はかなり限定されているといえる。

ブラジリア議定書の付属文書に基づく加盟国と個人の間の紛争解決の方式は、次のとおりである。

紛争当事者である個人の請求は、まずその住居または事業の本拠が所在する加盟国のGMC国内委員会で手続きされる。その場合、個人は、当該国内委員会が違反、損害および脅威の真正または存在を確定するための十分な証拠を提出しなければならない。GMC国内委員会は、申し立て人に審問した後、違反をもたらしている加盟国のGMC国内委員会と直接、協議を行って解決するか、または調査を行わずにGMCに紛争解決を付託する。また、同国内委員会は、個人の申し立ての日から15日以内に協議により紛争解決がなされない場合にも、当該申し立て人の請求に基づいて直接GMCにそれを付託できる。

GMCが申し立ての請求を受理すると、最初の会議において国内委員会が当該請求を受理した根拠の有無を査定する。ただし、審査手続きの要件を満たしていない場合、請求は却下される。他方、請求を却下しなかった場合には、

GMCは、専門家グループがその任命の日から30日以内に請求の根拠の有無を決定するため、会議を招集する。専門家グループは、GMCが任命する専門家3名によって構成され、その選任について合意が得られない場合、加盟国がSAMに登録した24名の専門家のなかからそれらの者を選任する。ただし、GMCが他の方法をとくに定めないかぎり、任命される専門家は紛争当事国の国籍者であってはならない。個人の異議申し立ての最終的な判断は、専門家グループがGMCに提出する意見書により確定され、異議申し立て人の請求に根拠があると容認された場合、いずれの加盟国も、被申し立て国に対して是正措置の採用または問題事項の無効を請求できる。したがって、この時点で、個人の権利の救済が初めて実質的な意味を有することになる。他方、被申し立て国が請求を15日以内に履行しない場合、直接、加盟国はプラジリア議定書に定める仲裁手続きに付託することができる。もっとも、仲裁手続きへの付託に際し、専門家グループが確定した意見書の再審は認められず、さらにその意見書は仲裁裁定と同様の規範力を有するため、一事不再理（*ne bis in idem*）の原則に反するとの批判がある⁽³⁵⁾。

上記の紛争解決手続きは、個人の権利救済の実効性の観点から緩い性格のものといえるが、他方で、例えば個人や企業がGMCの決議やCCMの指針の規定により損害を受けた場合、その規定に対して異議申し立てできることから、救済範囲に問題が残る。もっとも、メルコスルの紛争解決手続きは、以上みてきた幾つかの問題点にもかかわらず、地域統合体の内部や地域統合の形成に向けた共通規則に個人や企業を救済する仲裁のメカニズムが取り込まれたことは注目されよう。とくにメルコスルの外国投資の保護に関する共通規則にもみられるように、国際的に普及した仲裁手続きの利用がメルコスルでも重視されているだけでなく、それらを含む常設的な仲裁手続きの利用そのものが紛争解決手続きの均質性を生み出し、国際的な紛争解決のルールとの整合性を高めていくことになる⁽³⁶⁾。それはまた、域外に対し差別的、保護主義的でないオープンな市場統合のプロセスをもたらすことになろう。

4. メルコスル共通規則の法的安定化の試み

メルコスルの法規の調和およびその適用過程は、加盟国間の法規の相違や異なる法制度の存在に加え、共通規則の履行を確保する法的機能が担保されていないため、統合市場の形成において主体となる通商や投資などの企業活動にとって、いまだ十分な法的安定が確保されていない。したがって、加盟国間における法規の調和や法の統一の促進はより重要な意味をもってこよう。こうした点で、すでにみたようにメルコスルにおける加盟国間の司法協力や国際私法の分野での法律協力⁽³⁷⁾は今後さらに進展させる必要がある。同時にそれを補完する形でとくに域内の経済取引活動の法的安定化の確保に資する法規制定とその調和化を民間レベルにおいて推し進め、それに積極的に対応することが求められている。メルコスルでは近年、こうした法的環境を整備する幾つかの試みがすでに進められつつあることは注目される。その一つは、メルコスル弁護士協会 (Colégios e Ordem dos Advogados-COADEM) がメルコスル法務大臣会合に提案した「調停および仲裁規則」である⁽³⁸⁾。いま一つは、ブラジルのサンパウロ州工業連盟 (Fiesp) の法律家のイニシャティブのもとで企業の商事紛争解決の手続きとして作成したメルコスルにおける「私的調停および仲裁に関する議定書案」であり、法務大臣会合で検討されている⁽³⁹⁾。

前者は、メルコスルにおける企業間の商事紛争を加盟国が任命する20～100名の仲裁人から成るCOADEMの常設仲裁機関に付託し、紛争解決することを定めている。後者は、メルコスルの商事紛争解決を迅速に解決するため、モデル法として提案された。それは、ブラジリア議定書の紛争解決手続きが複雑な仕組みをもち、現実にそれがほとんど利用されていないことに加え、ブラジルにおいても1996年に仲裁法（法律第9307号）が制定され、仲裁手続きが大幅に改められたことによる。すなわち同国は、他の加盟国に比べ、従来、仲裁条項の効力を認めていなかったため、紛争解決の手段である仲裁手続き

の利用に消極的であった。しかし、仲裁法によって、仲裁条項の効力が認められ、外国仲裁判断の承認が自動的に行われることになり、その執行が容易になった⁽⁴⁰⁾。さらに、同議定書が言及するように、加盟国は75年1月の国際商事仲裁に関する米州条約（パナマ条約）および79年5月の外国判決と外国仲裁判断の有効性に関する米州条約（モンテヴィデオ条約）の締約国であるため、同議定書に基づく紛争解決手続きの利用可能性が高まっていることを示している⁽⁴¹⁾。さらにメルコスルでは、上記の仲裁手続きのほか、近年、加盟国間の商工会議所レベルにおいても“Arbitrasul”と称する仲裁に関する独自の自治機関が設置されている⁽⁴²⁾。

これら民間レベルのイニシアティブによる紛争解決のモデル法の作成の試みは、メルコスルにおける他の分野の法規の調和や加盟国間の法律協力のプロセスに少なからず影響を及ぼすと同時に、それらを促進するうえで大きな役割を果たしている。それは、メルコスルの共通規則の履行を確保する法的機能の欠陥を補う要素となっているからである。メルコスルにおける渉外関係法の分野の法規の調和は、いまだ民事、刑事の司法共助に関する法規が中心であり、加盟国間の渉外的実質法における法律協力の範囲も限られている。そのため、メルコスルにおける共通法規の調和を容易にし、その法的安定を図る意味からも、メルコスル加盟国の法律協力において民間部門が積極的に参加し、その意思を反映させることが今後さらに重要性を増すことになる。

結びにかえて

以上、メルコスルの統合市場の形成にともなう法・政策の調整の進展および組織機構の特色との関連で、メルコスル共通法規の適用上の法的問題を考察した。メルコスルはいまだ関税同盟という市場統合の過渡的段階にあるとはいえ、加盟国全体が統合過程を強化し、さらに安定化させるために、共同市場設置に向けた法の調整に当初から大きな考慮を払い、現実的な手段と目

的の履行期間を設定しながらそれを漸進的に進めてきたことは注目される。アスンシオン条約締結から8年の間、加盟国は、国内の政策改革の障害に直面するなかで、その国益を激しく衝突させながらも、幾度となく政治経済的な難局をともかく回避してきた。もとより加盟国間の利害調整の困難は、共通法規の調整過程にも大きな影響を及ぼさざるをえない。メルコスルは国内市場を前提とする域内統合と異なり、対外的に開かれた市場統合である。そのためには、メルコスルの政策決定においても、直接に貿易・投資に関連する分野以外のさまざまな分野での協力の必要性が増大し、加盟国は市場統合にともなう協力関係についての合意形成の努力と明確なルール基準の設定を必然的に要求される。これまで統合過程における経済的利益の調整局面では、加盟国首脳の政治的指導によって解決される場合もしばしばみられた。だが、こうした政治的結果により維持された統合プロセスの持続性は、むしろ加盟国がメルコスルの法的枠組みと法の調和の実現に長い時間をかけた結果の所産でもある。その意味で、メルコスルにおける法の調和は加盟国の共通利益の実現手段として機能してきたといえる。

その一方、共通法規の調和は、共同市場の運営において、その法的基礎を提供する加盟国の国内法規の調整プロセスが十分な水準に達していないことや、共通利害の制約による法規の調整の遅れなど、域内の投資、経済取引活動への対応という点では、必ずしも十分といえないことも確かである。しかし、メルコスルの統合強化を裏打ちする仕組みとして、統合過程における政策調整への加盟国の利益代表の参加だけでなく、統合体の紛争処理機能の制度を導入したことは大きな成果である。とくにメルコスル共通規則を実際に用いる民間企業は、「原産地証明」の手続きにみられるように、共通規則の実施から生ずる問題を政府とともに解決するため、当初からさまざまなレベルで協議を行っている。また紛争処理手続きは、域内の企業取引活動の法的安定を確保する条件であり、それは加盟国の統合プロセスへの法的態度を明確にするとともに、域外諸国に対しても統合体への信頼を醸成することになる。そのためには、メルコスルの共通規範の加盟国の履行状況を明確にするなど、

制度的な改善を行う必要があるが、メルコスルは、1997年6月からその組織機構の諸規範を公開する官報(*Boletín oficial del MERCOSUR*)の整備に着手している。ECモデルの共同市場を目指すメルコスルが、市場統合の進展とともに、独自の法の形成をどの程度進めていくかが注目される。

〔注〕

- (1) ブラジルは国内の安定化政策のもとでインフレ抑制にともなう消費需要の拡大、国内通貨レアルの切上げにより、耐久消費財の輸入急増、貿易収支の悪化に直面し、輸入抑制のために自動車の輸入関税を1992年2月から6月にかけて20～70%に一方的に引き上げるほか、アルゼンチン自動車の輸入制限措置をとった。
- (2) 西島〔1998〕。
- (3) Abreu, Florencio e Araújo〔1996〕、堀坂〔1995〕、pp. 76-79.
- (4) *Integración Latinoamericana*, septiembre de 1986, pp. 97-102.
- (5) Haines-Ferrari〔1993〕、p. 419.
- (6) Behar〔1991〕、pp. 527-552参照。
- (7) Haines-Ferrari〔1993〕、p. 420.
- (8) O'keefe〔1994〕、p. 441.
- (9) メルコスル加盟国の経済との比較では、パラグアイ、ウルグアイは経済発展の段階、外資の受入れ、国際競争力の面でアルゼンチン、ブラジルに対してむしろ有利な状況にあり、両者の間に対立はないとする(O'Keefe〔1994〕、p. 442)。
- (10) Ventura〔1996〕、p. 42. アスンシオン条約を含むメルコスル関係のドキュメントは、www.mre.gov.brおよびACTASOFTO, Acta Mercosul Base de Dados Jurídicos-Empresariais do Mercosul, 1996 のCD-ROMデータを使用した。アスンシオン条約におけるメルコスルの経済法的分析については、Figueira〔1996〕、Caseilla〔1996〕、Grigera Naón〔1996〕、pp. 1093-1108参照。
- (11) 原産地証明書は1991年12月の第1回CMC会議で採択された「原産地証明、手続き規則および行政上の制裁」(CMC決定2/91)により細則が定められた。
- (12) CMC、GMCおよびCPCはそれぞれ、TICDによりすでに設置された機関をモデルにしている。
- (13) FCESは、欧州経済共同体を設立する条約の経済社会評議会(EC条約第193～198条)をモデルに創設された。
- (14) 現在、通信、鉱業、技術法規、金融問題、運輸・インフラストラクチャー、環境問題、工業、農業、エネルギー、労働問題・雇用・社会保障、保健の11分

野である。

- (15) 原産地証明は從来、各国により複数の発給機関が行っていたが、1996年2月、加盟各国に一つの公的機関に限定され、各との工業連盟が担当している。なお原産地証明の再発行は認められない。
- (16) *Integración Latinoamericana*, noviembre de 1994, p. 57.
- (17) Balassa [1961], p. 6.
- (18) Faria [1995], pp. 78-83.
- (19) メルコスルは法人格を付与される前、1991年6月、米国と「貿易・投資枠組み協定」を締結したが、それはメルコスルの名においてではなく、加盟国の名で結んだ。
- (20) Faria [1995], p. 82.
- (21) 加盟各国の憲法のうち、1992年パラグアイ憲法(第149条)のみが超国家的法秩序を受容する旨明記している。ブラジル1988年憲法(第4条)、1986年ウルグアイ憲法(第6条)は、ラテンアメリカの地域統合を容認する規定をおいているが、地域法を認めていない。1853年アルゼンチン憲法および1993年11月29日付法律第24,039号は、その点に関して全く言及していない。
- (22) Faria [1995], p. 83.
- (23) メルコスルの共通規則その他の法規範の加盟国における国内法化の状況は、『EC白書』のような刊行物を定期的にSAMが発表していないため全容を知ることは不可能である。個別分野ごとにフォローする必要がある。
- (24) 「教育統合および非専門の初等、中等水準の証明、資格および学歴の承認に関する議定書」(CMC決定4/94)を参照。
- (25) ラテンアメリカ諸国は從来、カルボー原則の立場から、ICSID条約への加盟に積極的でなかった。アルゼンチン、ウルグアイはICSID条約に署名しているが、批准していない。ブラジルは署名、批准のいずれも行っていないが(International Centre for Settlement of Investment Dispute, 1997 Annual Report), 唯一、1993年3月、チリと締結した投資保護促進協定でICSID追加規則への付託を受け入れている(矢谷通朗編『外国投資の法的保護——その現代的様相と課題』アジア経済研究所、1996年、59ページ以下参照)。
- (26) *Boletim de Integração Latino-Americana* (Ministério das Relações Exteriores), 各号に記載されたCCMの議事録を参照。
- (27) 矢谷通朗「1994年ブラジル経済秩序違反抑制法」(『外国の立法』第33巻、1-2号、国立国会図書館外国法令議会資料室、1996年) 228~249ページ参照。
- (28) 1995年「メルコスル競争保護に関する議定書」では、「メルコスルの一部または全域で、競争を侵害する行為をなす支配的地位の濫用」、「メルコスルの一部または全域において、反競争効果をもたらす行為または取り決めで、財またはサービスの関連市場の20%を超える市場占有率を有する経済力の集中」と規定

した。

- (29) パラグアイでは、1992年10月に消費者保護法案が国会により一度承認されたが、デクレト第15,428号によって部分的に拒否された。ウルグアイは現在、国會で消費者保護法案を審議中である。アルゼンチンの消費者保護法は、93年9月の法律第24,240号であり、デクレト第2,089号が施行されている。
- (30) 二宮正人・矢谷通朗編・訳『ブラジル工業所有権法』サンパウロ、KALEIDOS-PRIMUS、1996年参照。
- (31) Fernandes [1997], pp. 66-105.
- (32) Grigera Naón [1996], p. 1103.
- (33) Ferreira [1995], p. 47.
- (34) ibid., p. 59. 加盟国と個人間の紛争解決方式は、1988年1月2日の米国・カナダの自由貿易協定の規定がモデルになっている。
- (35) ibid., p. 56.
- (36) 西島 [1998] は、多角的な貿易自由化ルールとの整合化を指摘している。
- (37) 法律協力の概念は、一般に司法共助よりも広く、仲裁判断や外国判決の承認および執行を含む、実定法および手続法の渉外的な法律関係の分野を含む。
- (38) *Gazeta Mercantil Latino Americano*, 29 de maio de 1996, 15-21 de julho de 1996.
- (39) 同議定書およびCOADEMの仲裁規則のテキストは、それぞれwww.mj.gov.brおよびwww.oab.com.br参照。
- (40) 藤井孝四郎・二宮正人編・訳『ブラジル民事訴訟法典』サンパウロ、KALEIDOS-PRIMUS、1998年、369~387ページ参照。ブラジル最高裁判所は1997年3月4日のアルゼンチン共和国、(外国判決)嘱託書7618-8号の判決において、メルコスル加盟国裁判所において宣告された判決および仲裁判断の域外的効果を付与する92年6月の「民事・商事・労働・行政事項における裁判管轄権の協力および共助に関する議定書」(1996年11月12日付行政府デクレト第2067号により批准)を適用した(DJ DATA-09-05-97,p.18154, EMENT, Vol.01868-02,p.00223)。
- (41) ブラジルはモンテヴィデオ条約を1995年3月の立法府デクレトによって批准したが、公布の手続きをまだとっていない。
- (42) *Gazeta Mercantil Latin Americano*, 14 de junho de 1996.

[参考文献]

〈日本語文献〉

西島章次 [1998] 「ラテンアメリカの経済統合の基本問題」(『国民経済雑誌』第176

巻第2号)。

堀坂浩太郎 [1995] 「南米南部共同市場（メルコスル）の形成と展開」（『国際問題』第429号）。

〈外国語文献〉

- Abreu, Sergio, Lima Florencio e Ernesto Henrique Fraga Araújo [1996], *Mercosul hoji*, São Paulo: Ed. ALFA-OMEGA.
- Balassa, Bela [1961], *The Theory of Economic Integration*, Illinois: Richard D. Irwin Inc. of Homewood.
- Basso, Maristela ed. [1995], *Mercosul: seus efeitos jurídicos, econômicos e políticos nos estados membros*, Porto Alegre: Liv. Dos Advogados.
- Behar, Jaime [1991], "Economic Integration and Intra-Industry Trade: The Case of the Argentine-Brazilian Free Trade Agreement," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 30, No. 4, pp. 527-552.
- Caseilla, Borba [1996], *Contratos internacionais e direito econômico no Mercosul*, São Paulo: LTr.
- Faria, Werter R. [1995], "Métodos de Harmonização aplicaveis no Mercosul e incorporação das normas correspondente nas ordens jurídicas intenias," em Basso ed. [1995].
- Fernandes, Edison Carlos [1997], *Sistema tributário do Mercosul*, São Paulo: Revista dos Tribunais.
- Ferreira, Aldo Leão [1995], *Mercosul*, Porto Alegre: Liv. Dos Advogados.
- Figueira, Marcos Simão [1996], *Mercosul no contexto Latino Americano*, São Paulo: Atlas.
- Grigera Naón, Horacio A. [1996], "Sovereignty and Regionalism, in Symposium; Free Trade Areas: The Challenge and Problem of Fair vs. Free Trade," *Law and Policy in International Business*, Vol. 27, No. 4.
- Haines-Ferrari, Marta [1993], "Mercosur: A New Model of Latin American Economic Integration?" *Case Western Resources Journal of International Law*, Vol. 25.
- O'keefe, Thomas Andrew [1994], "An Analysis of the Mercosur Economic Integration Project from a Legal Perspective," *International Lawyer*, Vol. 28, No. 2.
- Ventura, Deisy de Freitas Lima [1996], *A Ordem jurídica do Mercosul*, Porto Alegre: Liv. Do Advogados.